

擁壁改修等補助金

概要

安全性に問題のある擁壁の造り替え工事やがけ地に擁壁を新設する工事の費用の一部を補助します。（補強工事や補修工事は除く）

安全性に問題のある擁壁



① 増積み擁壁



② 安全性の低い擁壁

がけ地



③ 自然がけ

（出典：①②被災宅地の調査・危険度判定マニュアル、③世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針）

- ① 建築基準法に適合しない擁壁（増積み擁壁、大谷石擁壁など）
- ② 国土交通省「我が家の擁壁チェックシート」で総評点が5.0以上の擁壁
- ③ 地表面が水平面に対して、30度を超える角度の土地



対象事業

- 公道に面している擁壁又はがけ地
※狭あい道路に面している場合、狭あい道路の拡幅整備を実施すること
- 工事後の擁壁の高さが2mを超えること
- 新たに造る擁壁が、建築基準法・盛土規制法等に定める基準に適合すること

補助額

- 対象工事費の3分の1以内 かつ 上限額 300万円

擁壁設置費 ・ 解体撤去費 ・ 樹木の伐採・伐根

※がけ地で新設擁壁に干渉する範囲

申請者

- 擁壁又はがけ地を有する土地の所有権、地上権等を有する者（法人は除く）
（共有者がいる場合は、全員の同意を得ていること）
- 補助する擁壁について、同様の他の補助金を受けていない者
- 区市町村税を滞納していない者
- 業として、宅地建物取引を行っていない者

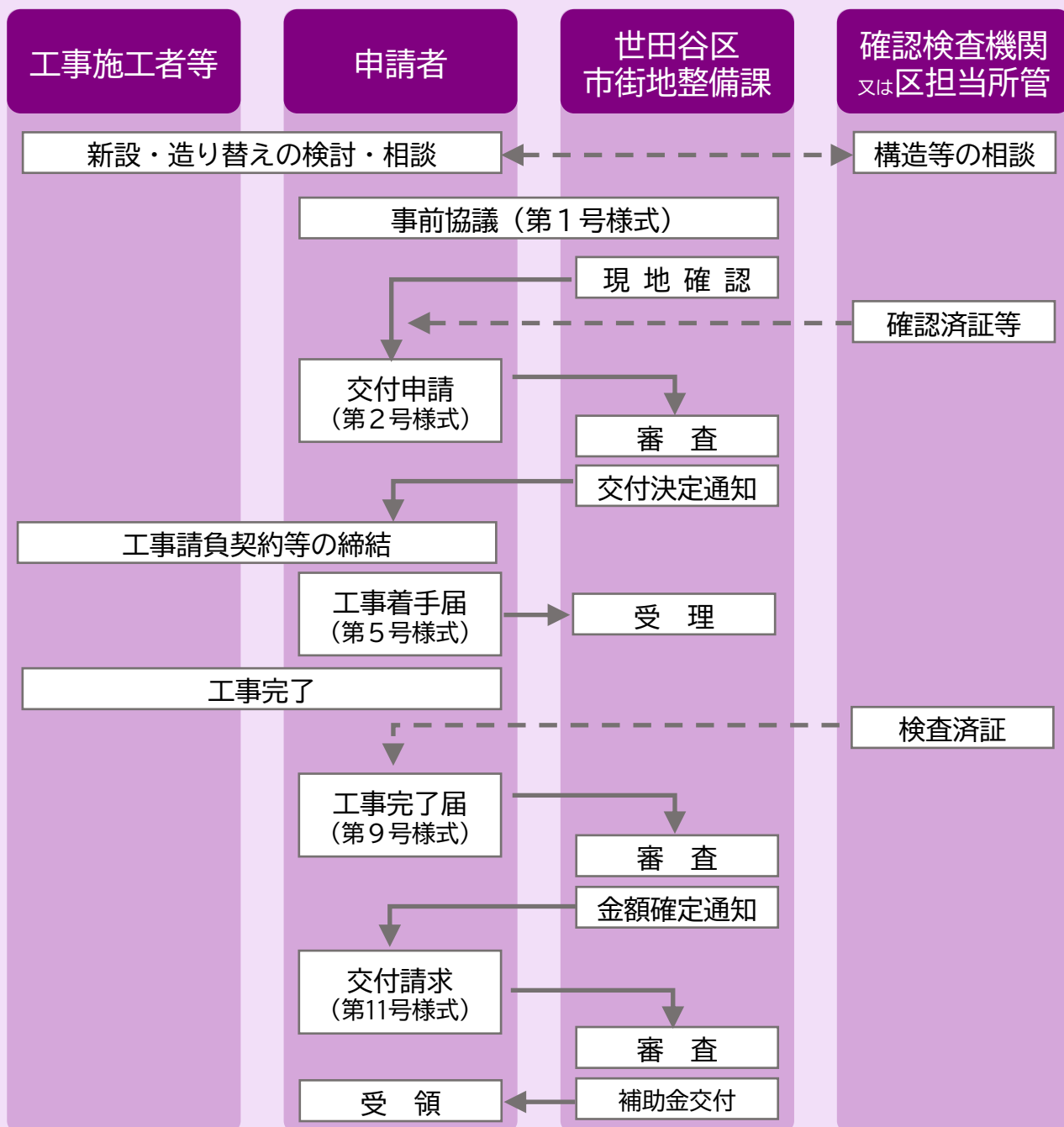


事前協議をする前に確認しましょう

- 【前提条件】☒ 安全面で心配な擁壁又はがけ地がある
【対象事業】☒ 公道に面しており、工事後の擁壁の高さが2 mを超える
【申請者】☒ 土地の所有権等を有し、法人でない



申請手続き



※ 申請内容の変更や事業の中止等が生じる場合は、別途手続きが必要となります
※ 交付申請から補助金交付まで、同一年度内に完了となるよう計画をお願いします

～ お問い合わせ先 ～

世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課 宅地防災促進担当

☎ 03-6432-7158 FAX 03-6432-7982

📍 世田谷区玉川一丁目20番1号 (二子玉川分庁舎A棟2階A22)

ホームページ

